

国民年金保険料を納めるのが困難な方は

保険料免除制度をご利用ください。毎年申請が必要です。

1 申請免除

- 保険料の納付が、全額または半額免除されます
- 対象者は、所得が少ないなど、保険料納付が困難と認められる方
(申請者、配偶者、世帯主の所得が政令で定める基準額以下のとき)
- 対象期間は、7月から翌年6月
- 免除期間の年金額は、納付した場合の全額免除期間分は1/3、半額免除期間分は2/3として計算されます(半額免除は、半額の保険料納付が必要です)

2 若年者納付猶予(平成17年4月実施)

※世帯主所得が多くて、申請免除が承認されない20歳～30歳未満限定

- 保険料の全額が納付猶予されます
- 対象者は、20歳代で保険料納付が困難と認められる方
(申請者、配偶者の所得が政令で定める基準額以下のとき)
- 対象期間は、7月から翌年6月(平成17年度は4月～翌年6月まで)

3 学生納付特例

- 保険料の全額が納付猶予されます
- 対象者は、大学(大学院)、短大、専門学校等に在学する20歳以上の学生
(申請者の所得が政令で定める基準額以下のとき)
- 対象期間は、4月から翌年3月(平成17年度分の申請は、お早めに)
※夜間、通信制、定時制の学生も対象になります

留意点

- ①若年者納付猶予期間や学生納付特例期間は、将来、年金を受けるための資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- ②若年者納付猶予期間や学生納付特例期間中に病気や不慮の事故等で障害が残った場合や死亡した場合には、障害年金や遺族年金の保障を受けることができます。
- ③保険料の免除期間や納付猶予期間・学生納付特例期間については、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができます。(追納制度)
ただし、承認を受けた年度から2年を経過すると、当時の保険料の経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問い合わせ先……四日市社会保険事務所 ☎0593-53-5513